

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター事業に関する規則

(平成24年4月11日議決)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（以下「センター」

という。）定款第4条の規定に基づき、センターの実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 雇用する従業員の数が500人以下の事業所等をいう。

(2) 勤労者等 豊島区内、北区内、荒川区内及び杉並区内の中小企業等に勤務する勤労者とその事業主

(3) 会員 第8条に定める資格を有し、第9条に定める入会手続完了者をいう。

(規則の変更)

第3条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか事業の運営に関して、必要な事項は、理事会の同意を経て理事長が定める。

第2章 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業

(調査研究事業)

第5条 勤労者等の要望に応じた勤労者福祉の総合的な事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動及び福利厚生等の調査研究を行う。

第3章 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等事業

(研究会等事業)

第6条 勤労者等の要望に応じた勤労者福祉に関する各種講習会等を実施する。

第4章 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業

(情報提供事業)

第7条 勤労者等の要望に応じた勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業など必要な情報を事業所等に提供する。

2 会員対象に発行する会報誌等は、事業所宛に一括して発送するものとする。

第5章 中小企業勤労者福祉事業

(会員の資格)

第8条 会員になることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 豊島区内、北区内、荒川区内及び杉並区内の中小企業等に勤務する勤労者及びその事業主（「事業所加入会員」という。以下同じ）

(2) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

(1) 臨時又は季節的業務に期間を定めて雇用されている者

(2) 入会時に14日以上以上の休業、安静加療を要すると診断されている者

(3) 第18条により除名された者又は退会后1年を経過しない者

(4) センターと類似の目的を持つ団体等の会員である者

(5) 前各号のほか、理事長が不相当と認めた者

（入会手続）

第9条 センターに入会しようとする者は、理事長に様式1に定める入会申込書を提出し、入会の承認を得た後、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、既に入会している事業所において追加入会する会員の入会金及び会費は、次期の自動振替による納入に合算して、納入することができる。

2 事業所加入会員は、事業所一括（全員）で入会するものとする。

3 理事長は入会を承認したときは、別に定める会員証を交付するものとする。

（資格の発生）

第10条 会員の資格は、前条に規定する入会手続を完了した日から発生する。

（入会金）

第11条 入会金の額は会員1人につき200円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

（会費）

第12条 会費は1人月額500円とする。

2 会費の納入は、入会の日属する月から退会の日属する月までとする。

（会費の納入）

第13条 会員は、会費を3か月に1回先払いするものとし、預金口座振替依頼書を理事長に提出し、4月、7月、10月及び1月のそれぞれ23日に会員の指定する金融機関の預金口座から自動振替により納入するものとする。ただし、支払期日の日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする。

2 前項において事業所加入会員にあっては、その事業主が一括して会費を納入するものとし、その納入額は振替月の1日現在の会員数に1人当たりの会費を乗じた額とする。

3 入会金・会費及び利用料金に未納があるときは、センターが実施する事業を利用できない。

4 事業所加入会員の入会金及び会費は事業主及び従業員が折半して負担する事を原則とし、事業主が負担した従業員に対する入会金及び会費は、福利厚生費（損金・必要経費）として処理できる。なお、事業主が一括して負担することもできる。

5 入会金及び会費に係る消費税は不課税となる。

（退会届）

第14条 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員証を添えて様式2に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(1) 第8条第1項に定める会員資格を失ったとき

(2) 前号以外の事由により退会しようとするとき

(資格の喪失)

第15条 会員が会員資格を喪失した日をもって退会日とする。

2 前条の規定に基づく様式2に定める退会届により、会員資格を喪失する日は次の各号による。

(1) 前条第1号による者は、第8条に定める会員資格を失った日とする。

(2) 前条第2号による者は、当該退会届の提出があった日とする。ただし、会員の死亡による退会の場合は死亡日とする。

3 会費を6か月以上滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるときは、会員資格を喪失する。

4 前項の規定により会員資格を喪失する場合は、会員宛にその旨通知をすることによって、退会手続がなされたものとみなし、会員資格の喪失時期は、会費の納入があった最後の月の末日とする。

(会費の返還)

第16条 第13条により、会費を納入したのちに退会したときは、退会日の翌月以降の会費を返還する。なお、第13条第2項の規定に該当する者の既納会費の返還金は、次回以降の自動振替のときに納入額と相殺して清算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1号の規定に該当する者が退会届の提出を3箇月怠った場合の既納会費の返還は、当該退会届の提出のあった月を含め3箇月前までとする。

(変更届)

第17条 会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に様式3に定める変更届を提出しなければならない。

2 届出がない場合は、センターが発した通知(会報誌等の情報を含む)は会員に到達したものみなす。

(除名)

第18条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決により除名することができる。

(1) センターの事業を妨げる行為をしたとき。

(2) 偽り、その他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(3) センターの定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

第2節 在職中の生活安定に係る事業

(給付事業)

第19条 在職中の生活安定を図るため、会員に対し第20条から第38条の規定に基づき別表1に定める給付項目及び給付金額に基づき給付事業を実施する。

(結婚祝金)

第20条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 再婚の場合は、同一人について1回を限度として支給する。

(記念婚祝金)

第21条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

2 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(出生祝金)

第 2 2 条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出生祝金を支給する。

2 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡（生後 7 日以内）は含まれないものとする。

3 多児出産の場合は、1 児につき 1 件として扱うものとする。

（入学祝金）

第 2 3 条 会員の子（養子を含む。以下「子」という。）が小学校若しくは中学校又は同等の学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

（義務教育終了祝金）

第 2 4 条 （削除）

（成人祝金）

第 2 5 条 会員が満 2 0 歳に達したときは、成人祝金を支給する。

（入院見舞金）

第 2 6 条 会員が同一傷病により連続して 1 4 日以上入院したときは、その日数に応じて入院見舞金を支給する。ただし、入院中に死亡した場合及び前回退院の日から 1 年以上経過した入院でなければ支給対象としない。

（障害見舞金）

第 2 7 条 会員が、会員期間中に生じた傷病により、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に定める身体状態になった場合は、その程度に応じて障害見舞金を支給する。

2 会員の身体状態の程度は、身体障害者手帳の等級をもって理事長が認定する。

3 障害見舞金の支給は、1 回限りとする。ただし、7 0 歳未満の会員の等級が上がった場合は、差額を支給する。

4 年齢は、障害の認定年月日とする。

（住宅災害見舞金）

第 2 8 条 会員の居住する家屋及び家財が、人災・自然災害を問わず、別表第 3 に定める損害を受けたときは、その程度に応じて住宅災害見舞金を支給する。

2 前項における家屋とは、その所有権の有無にかかわらず、会員が現に生活の本拠（店舗、事務所、作業所等は含まない。）としている建物をいう。

（死亡弔慰金）

第 2 9 条 会員、会員の配偶者、父母（養父母を含む。以下「父母」という。）及び子が死亡したときは、死亡弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給する。ただし、第 2 6 条の入院見舞金及び第 2 7 条の障害見舞金は同時併給しない。

2 会員の子が死産（2 8 週以上の流産を含む）であったときは、子の死亡とみなし支給する。

3 会員が死亡したとき支給する弔慰金の受取人の範囲及び順位は次による。

（第 1 順位） 配偶者（事実上婚姻関係にある者【未届】を含む。）

（第 2 順位） 子

（第 3 順位） 父母

（第 4 順位） 孫

（第 5 順位） 祖父母

（第 6 順位） 兄弟姉妹

4 前項の弔慰金を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

5 年齢は、死亡年月日とする。

(受給金額)

第30条 第20条から第29条まで規定により支給する給付金の額は、別表1に定めるところによる。

(受給資格)

第31条 第19条に規定する給付は、会員になった日から3箇月を経た後に発生した事由に対して支給する。ただし、在会1年未満の会員の給付金額は半額とする。

(受給資格の失効)

第32条 前条に規定する給付は、会員の資格を失ったとき失効する。

(支給の制限)

第33条 第26条から第29条までの規定は、その発生原因に災害救助法(昭和22年法律118号)が適用になるときは、支給対象から除外する。

2 会員に会費の未納があるときは、支給を停止する。

(給付の請求)

第34条 給付の請求は、会員本人がこれを行うものとする。ただし、会員本人の弔慰金の請求は受取人が行う。

2 給付を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、様式4に定める給付金請求書に事由の発生を証明する書類を添付して請求する。添付書類は別表2による。

3 給付の請求は、給付事由が発生した日から1年以内に行わなければならない。ただし、止むをえない事由により遅延したものと理事長が認めるときは、この限りではない。

(給付の決定)

第35条 理事長は給付金請求書を審査し、給付を決定したときは給付金を支払う。

2 理事長は給付金を審査し、給付を否定したときは給付不承認書により、当該請求者あて速やかに通知する。

(期間の計算)

第36条 給付における期間の計算は、すべて会員の資格の発生した日及び事由の発生した日から起算し、翌月応答日をもって1箇月とみなし、翌年の応答日をもって1箇年とみなすものとする。

(給付金の返還)

第37条 請求書が偽り、その他の不正行為により給付金を受けたときは、理事長は給付金又は給付に要した費用を返還させるものとする。

(異議の申し立て)

第38条 請求者は給付の決定に関して疑義があるときは、給付不承認書受領後60日以内に理事長に対し、異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てのあった事項については、理事会で協議のうえ決定する。

(生活資金融資あつせん事業)

第39条 削除

第3節 健康維持増進に係る事業

(健康維持増進事業)

第40条 勤労者等の健康維持増進のため、必要な事業を行う。

第4節 自己啓発、余暇活動に係る事業

(自己啓発事業)

第42条 勤労者等の自己啓発を支援するため、必要な事業を行う。

(余暇活動事業)

第43条 勤労者等の余暇活動を支援するため、必要な事業を行う。

第6章 東京都、豊島区、北区、荒川区及び杉並区が行う 勤労福祉推進事業への協力に係る事業

(協力事業)

第44条 東京都、豊島区、北区、荒川区及び杉並区が行う勤労者福祉推進事業に協力等を行う。

第7章 その他の事業

(センター目的達成事業)

第45条 第2章から第6章に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を実施する。

第8章 雑 則

(入会手続の特例)

第46条 旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター、旧一般財団法人北区勤労者サービスセンター、旧一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター及び杉並区中小企業勤労者福祉事業に既に入会している者については、第9条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

(給付金請求の特例)

第47条 給付金請求は、旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター、旧一般財団法人北区勤労者サービスセンター、旧一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター及び杉並区中小企業勤労者福祉事業の会員期間を算入して請求できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、理事会の決議の日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

(経過措置)

2 第19条に規定する給付事業については、当分の間、旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター事業に関する規則及び旧一般財団法人北区勤労者サービスセンター事業に関する規則の給付事業に係る規定を当該会員に対し適用する。

附 則 (平成25年1月15日改正)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。(削除)

附 則（平成 25 年 5 月 22 日改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、理事会の決議の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 第 11 条第 1 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までは、適用しない。
- 3 第 19 条に規定する給付事業については、当分の間、旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター、旧一般財団法人北区勤労者サービスセンター及び旧一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター事業に関する規則の給付事業に係る規定を旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター、旧一般財団法人北区勤労者サービスセンター及び旧一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンターに属する会員に対し適用する。
- 4 第 20 条から第 38 条の規定は、旧一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンターに属する会員を除き平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 旧一般財団法人北区勤労者サービスセンターに属する会員については、26 年度まで一部給付金の緩和措置を設ける。

附 則（平成 27 年 12 月 14 日改正）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 廃止した第 24 条「義務教育修了祝金」に関する規定については、旧一般財団法人豊島区勤労者サービスセンター及び旧一般財団法人北区勤労者サービスセンターに属する会員に対しては平成 29 年度までの経過措置として適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 7 日改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 給付項目及び給付金額

給 付 項 目		給 付 金 額 等	
結 婚 祝 金	会 員	20,000円	
金 婚 祝 金	会 員	10,000円	
銀 婚 祝 金	会 員	10,000円	
出 生 祝 金	会 員又は会員の配偶者	10,000円	
入 学 祝 金	会 員の子（小、中学校）	10,000円	
成 人 祝 金	会 員	10,000円	
死 亡 弔 慰 金	70歳未満の会員	100,000円	
	70歳以上の会員	50,000円	
	会員の配偶者	20,000円	
	会員の子、実親	10,000円	
入 院 見 舞 金	入院14日以上	7,000円	
	入院30日以上	15,000円	
	入院60日以上	20,000円	
	入院90日以上	30,000円	
障 害 見 舞 金	70歳未満の会員		
	1級	100,000円	
	(等級が上がった 場合は差額を支 給する)	2級	80,000円
	3級	70,000円	
	4級	60,000円	
	5級	50,000円	
	6級	40,000円	
70歳以上の会員 1～3級 一律支給 (等級が上がった場合差額無し)		30,000円	
住 宅 災 害 見 舞 金	全損・全焼	100,000円	
	半損・半焼	50,000円	
	一部損・一部焼	30,000円	
	床上浸水	10,000円	

※全ての給付項目について、在会1年未満の会員の給付額は半額とする。

※廃止した第24条「義務教育終了祝金」に関する規定については、旧一般財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター及び旧一般財団法人北区勤労者サービスセンターに属する会員に対して平成29年度までの経過措置として適用することとし、5,000円を支給する。

別表 2 給付請求添付書類

給付の種類		事実を証明する書類
結婚祝金		次のうちいずれか一つ * 戸籍謄本又は抄本 * 婚姻届受理証明書 その他理事長が別に定める結婚を確認できるもの
金婚・金婚祝金		* 戸籍謄本
出生祝金		次のうちいずれか一つ * 戸籍謄本又は抄本 * 母子手帳の出生届済証明書 * 健康保険証の写し その他理事長が別に定める出生を確認できるもの
入学祝金		次のうちいずれか一つ * 就学若しくは入学通知書 * 在学を証明できるもの * 健康保険証の写し その他理事長が別に定める生年月日を確認できるもの
義務教育終了祝金 (平成29年度までの経過措置)		次のうちいずれか一つ * 卒業を証明できるもの * 健康保険証の写し その他理事長が別に定める生年月日を確認できるもの
成人祝金		年齢を確認できるもの
死亡弔慰金	会員	死亡事項登載の戸籍謄・抄本、死亡診断書又は死体検案書のいずれか一通
	配偶者等	死亡を確認できるもの 会員との続柄を確認できるもの
入院見舞金		医療機関の領収書等入院期間を証明できるもの
障害見舞金		身体障害者手帳
住宅災害見舞金		損害の程度が確認できるもの * 消防署等官公署の発行する罹災証明書 * 被災状況報告書 * 損害の程度がわかるもの(写真等)

別表 3 住宅災害見舞金給付区分

給付区分	損害の程度
全損・全焼	家屋及び家財のおおむね50%以上に損害を受けたとき
半損・半焼	家屋及び家財のおおむね20%以上50%未満の損害を受けたとき
一部損・一部焼	家屋及び家財のおおむね10%以上20%未満に損害を受けたとき
床上浸水	床面以上に浸水又は土砂の流入があったとき